

海外労働事情

イギリス

**最賃、平均賃上げ率より
低率—政府、今年の改定
額を発表**

政府は三月、最低賃金制度に関する諮問機関である低賃金委員会 (Low Pay Commission) の報告書をうけて、二〇〇八年一〇月に予定している最低賃金の改定額を発表した。新たな最賃額は、改定前に比べて二一ペンス増の五・七三ポンドとなる(注)。米国の金融危機の影響により今後、減速が予想される経済情勢への配慮などから、二〇〇七年の改定に続いて、平均賃金の上昇率より低く抑えられ



た。使用者側はこの緩やかな増額を歓迎しているが、労組の間からは不満の声も上がっている。導入時から五割増、対平均賃金比率は四割弱で推移

イギリスの最低賃金制度は、

低賃金層の賃金水準の適正化や、これを通じた社会保障支出の削減と税・社会保険料などの収入の増加による財政改善などを目的に、労働党政権が一九九九年に導入した。原則として、義務教育期間を終えた二六歳以上のすべての労働者に全国一律で適用され(自営業者、徒弟労働者、農業労働者など二部は除外)、二二歳以上の労働者に対する基本額のほか、一八〜二一歳層および一六〜一七歳層に、より低い額が設定されている。適用対象者の九割以上を占める二二歳以上層向けの基本額でみると、最賃額は制度導入時の三・六〇ポンドから二〇〇七年改訂まで五割強増加している計算だが、この間、イギリス全体の賃金や物価も上昇しているため、実質的な増加分は四%ポイント程度にとどまる。なお、平均賃金に対する比率は四割弱で推移している。

最賃制度の導入以降、低賃金委員会が、ほぼ毎年行われている最賃額の改定を実質的に担っ

ている。同委員会は、政府の毎年諮問を受けて、改定額の水準や最賃制度の経済・雇用状況への影響を中心に調査・研究を実施するほか、平均賃金・物価の動向、政労使等からの意見などを考慮のうえ、報告書として取りまとめている。今回の改定に関する委員会の報告書 ("National Minimum Wage - Low Pay Commission Report 2008") は、最賃をめぐる状況を以下のように分析している。

低賃金層は女性・パート労働者が多く、小売業に集中

報告書によれば、最低賃金以下の賃金水準の雇用者の約三分の二が女性で、就業形態別ではパートタイムが六割を占める。また、人種別にはパキスタン・バングラデシュ系を中心とするエスニック・マイノリティ、年齢別には六五歳以上の高齢者層(特に女性)や二二〜二五歳もしくはそれ以下の若年層、あるいは障害者などの層で特に比率が高い。さらに、企業規模別では小規模企業ほど低賃金労働者を雇用する傾向にある(二〜九人規模で一〇%以上、一〇〜四人規模でも八%)。業種別には、理髪業、清掃業、飲食・宿泊業(Hospitality)などに多い。ただし絶対数では、小売業(三三

五万人)、飲食店・宿泊業(一八二万人)およびソーシヤル・ケア(育児・介護等の公的なサービス—一六万人)の三業種で、国内の低賃金雇用者の過半数を占めている。

最賃制度の導入は、これらの層にどのような影響を及ぼしているのか。報告書によれば、ここ数年の雇用状況は、低賃金業種を中心に改善する傾向にあり、求人も増加している。また、主として小規模・零細企業(一〜四九人)での雇用増がこれを支えており、中規模企業(五〇〜二四九人)や大企業(二五〇人以上)では、むしろ雇用は減少傾向にあるという。

この間、女性やエスニック・マイノリティ、障害者の雇用はこの一〇年間増加しており、最賃制度の導入による悪影響は見られない。また、低所得層では男女間の賃金格差が顕著に縮小しており、これは女性・パートタイム労働者の賃金水準の向上を主に反映したものと考えられる。同様に、エスニック・マイノリティについても、低所得層を中心に所得水準が改善している。一方、若者の雇用状況等については、特に二〇〇四年以降、一八歳層を中心に失業者、非労働力人口ともに拡大がみられる。報告書はその原因について、東

最低賃金額 (22歳以上) の推移

単位: ポンド、%

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
最賃額	3.60	3.70	4.10	4.20	4.50	4.85	5.05	5.35	5.52	5.73
増加率		2.8	10.8	2.4	7.1	7.8	4.1	5.9	3.1	3.8
未満率*	0.9	0.9	1.3	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0		
対平均賃金比率*	35.7	34.7	36.5	35.9	37.7	38.5	38.5	39.6		

* 労働時間・所得統計調査 (Annual Survey of Hours and Earnings, Office for National Statistics) に基づく低賃金委員会の推計。なお、最賃額の改定は通常毎年10月に実施されるが、同調査は4月時点のものであるため、上記は各年の改定額について、翌年4月の賃金水準と比較している(例えば99年の35.7%は、2000年4月の平均賃金に対する比率)。また、2004年と2006年にそれぞれ集計方法が変更されており、このためこの前後の数値は接続していない。

出典: National Minimum Wage: Low Pay Commission Report 2008

欧などからの若い外国人労働者の急激な流入と、高齢者の労働市場への残留などが大きいとみている。

改定額、景気の陰りに配慮

前年の改定は、平均賃金や物価水準の上昇率より低い伸びにとどまったが、それでも一〇〇万人前後の雇用者が、改定の恩恵を直接被ることになったと委員会は推計している。今年一〇月からの改定額に関しては、二

二歳以上の労働者に適用される基本額を五・七三ポンド(三・八%増)とするほか、一八〜二一歳向け額について四・七七ポンド(三・七%増)、一六〜一七歳向け額について三・五三ポンド(三・八%増)とするよう政府に提案している。昨年到现在、平均賃金の上昇率(四・〇%)を下回る今回の改定は、アメリカで発生した金融危機の余波で、長期にわたり持続してきた好景気に陰りが見え始めていることへの配慮が大きい。また同時に、ここ数年の最賃額の急速な増加を抑制するという意図もある。委員会は、ほぼ昨年と同等の労働者が影響を受けるとみている。

一方、改定をめぐる労使の意見は、ほぼ例年通りの内容といえる。

使用者側は、最低賃金制度自体には理解を示しており、今回の改定にも比較的好意的な立場

だ。しかし、改定による人件費増の影響は企業に対して重い負担となっており、採用の抑制、労働時間の削減のほか、利益の取り崩しや価格転嫁などで対応せざるを得ない状況にあるとして、これ以上の引き上げは競争力の低下と雇用への悪影響を招くと主張している。また、例えば小企業連盟(FSB)は以前から、地域ごとの賃金水準の差を考慮した地域別最賃額の導入を政府に求めている。

対する労組側の主張は、企業にはこれまでの最賃額の改定による悪影響はほとんど見られず、収益の堅実さを考えれば、より高い最賃額にも対応可能なはずというものだ。今回の改定額についても、引き上げ自体には歓迎の意を示しつつ、生活賃金として適正な水準と考える七ポンド前後への引き上げを要請する産別が多い。一方、ナショナルセンターの英国労組会議(TUC)は今回の改定額に対する声明で、数年来の要望である「六ポンド以上への引き上げ」を繰り返すにとどまっている。

ただし、TUCは声明のなかで「基本額の一八歳からの適用」も主張している。年齢区分の廃止を求める意見は、労組以外にも自由民主党などからも聞かれるが、若年層の雇用状況の厳しさなどから、政府や低賃金委員会はこれを現実的な選択肢として考慮していないとみられ

る。年齢区分については、低賃金委員会も制度導入当初から、基本額を二一歳から適用すべきとの提案を行っているが、政府は、若年層の教育訓練を促進したいとの考えから、現在までこれを採用していない。

委員会提言、法令遵守状況の改善求める

報告書は政府に対する提言として、最賃額的大幅な引上げを企業に求めるよりも、むしろ企業における法令遵守状況を改善すべきであると主張し、より効果的なガイダンスと履行確保体制の強化を求めている。関係者へのヒアリングなどから、外国人労働者に対する違反が増加している可能性や、インターンシップなどの名目で最賃以下もしくは無給の就労の横行、また住み込みの仕事(steppower)での宿泊費の天引きなどをめぐる混乱などが明らかになっているためだ。ただし委員会は、一般的な遵守状況については楽観的で、大半の企業は最賃制度を遵守しており、違反事例についても多くは制度に関する知識不足に起因するものとみている。

政府は現在、履行確保を実施している歳入関税庁の監督官の権限強化や、違反雇用主に対する罰則の強化を進めており、委員会はこれらの取り組みを評価している。また政府内部では、地域別最低賃金の導入が検討さ

れているともいわれるが、今のところ詳細な方針などは示されていない。

(注)五月一日時点での一ポンドの対円相場は約二〇五円。

(国際研究部 樋口英夫)

アメリカ

三月の失業率五・一%に上昇―失業保険給付拡充の議論浮上

労働統計局は四月四日、二〇〇八年三同期の失業率を五・一%と発表、前月の四・八%から〇・三%の上昇となった。非農業部門で八万人の雇用機会が喪失し、ハリケーン・カトリナの被害によって卸売業を中心に雇用減となった二〇〇五年九月以来の高い失業率となった。住宅市場の低迷などによる建設業での五万一〇〇〇人の減少、自動車販売の低調などによる製造業での四万八〇〇〇人の減少が目立つ。金融不安や消費の低迷が影響し、サービス部門でも金融で五〇〇〇〇人の減、小売業で一萬二四〇〇〇人の減となった。

長期化する失業

失業の長期化も指摘されている。ナショナル・エンプロイメント・ロー・プロジェクトの報告書によると、二〇〇一年三月の時点(直近の景気低迷の開始時点)で平均失業期間が一・二・八週であったのに対して、二〇

〇八年一月の平均失業期間は一七・五週になっている。また、六カ月以上失業状態にある労働者数は、一九九〇年の景気低迷開始時で六八万八〇〇〇人、二〇〇一年の景気低迷開始時で六九万六〇〇〇人であったのに対して、二〇〇八年一月時は約一四〇万人と倍増していると指摘する。

経済刺激策の模索

失業が問題化するなか、ナンシー・ペロシ下院議長(民主党)は二月に決定された景気刺激策に加えて一五〇〇億ドル規模の対策を実施する必要性を訴えている。ペロシ議長は住宅所有者への支援策や減税策を訴えている。

ロイ・ブランド下院議員(共和党・ミズーリ州選出)らは減税策を提案している。また、オリンピア・スノウ上院議員(共和党)は、選出のメイン州の失業率が高い状態にあることを懸念し、失業手当の追加を提案している。実際、下院では失業保険期間の延長を議論する動きがある。

失業保険給付期間延長の動き

アメリカの失業保険給付は州ごとに行われる。給付期間は各州でさまざまだが、勤続期間に応じて一三週から最長二六週とする州が多い(表1参照)。

二〇〇八年一月にはジム・マ

表1：州別失業保険の類型

	給付期間(週)	週給付額(ドル)	
		最低額	最高額
アラバマ州	15-26	45	235
アラスカ州	16-26	44-68	248-320
アリゾナ州	12-26	60	240
アーカンソー州	9-26	73	409
カリフォルニア州	14-26	40	450
コロラド州	13-26	25	413-455
コネチカット州	26	15-30	501-576
デラウェア州	24-26	20	330
ワシントンDC	19-26	580	359
フロリダ州	9-26	32	275
ジョージア州	6-26	44	320
ハワイ州	26	5	523
アイダホ州	10-26	58	364
イリノイ州	26	51-70	369-511
インディアナ州	8-26	50	390
アイオワ州	9-26	51-62	347-426
カンザス州	10-26	101	407
ケンタッキー州	15-26	39	415
ルイジアナ州	21-26	10	258
メイン州	14-26	57-85	331-496
メリーランド州	26	25-65	380
マサチューセッツ州	10-30	32-48	600-900
ミシガン州	14-26	113-143	362
ミネソタ州	10-26	38	※
ミシシッピ州	13-26	30	210
ミズーリ州	8-26	45	320
モンタナ州	8-28	114	386
ネブラスカ州	14-26	30	298
ネバダ州	12-26	16	362
ニューハンプシャー州	26	32	427
ニュージャージー州	1-26	85-97	560
ニューメキシコ州	-26	66-99	355-455
ニューヨーク州	26	40	405
ノースカロライナ州	13-26	39	457
ノースダコタ州	12-26	43	385
オハイオ州	20-26	103	365-493
オクラホマ州	18-26	16	392
オレゴン州	3-26	108	463
ペンシルバニア州	16又は26	35-43	539-547
ロードアイランド州	8-26	68-118	513-641
サウスカロライナ州	15-26	20	326
サウスダコタ州	15-26	28	285
テネシー州	13-26	30	275
テキサス州	10-26	57	378
ユタ州	10-26	26	427
バーモント州	26	61	409
バージニア州	12-26	54	363
ワシントン州	1-26	122	515
ウェストバージニア州	26	24	408
ウィスコンシン州	12-26	53	355
ワイオミング州	11-26	28	387

資料出所：労働省ホームページ，EMPLOYMENT AND TRAINING ADMINISTRATION, Office of Workforce Security (SIGNIFICANT PROVISIONS OF STATE UNEMPLOYMENT INSURANCE LAWS JANUARY 2008) より筆者が作成

<http://www.dol.gov/esa/regs/statutes/owcp/stwclaw/stwclaw.htm>

クデルモット下院議員(民主党・ワシントン州選出)やエドワード・ケネディ上院議員(民主党・マサチューセッツ州選出)が失業保険給付額の引き上げや給付期間の延長にかかわる法案を提案している。マクデルモット下院議員の案では給付期間延長とともに現行の給付額に五〇ドル追加する案を盛り込んでいる。ケネディ上院議員の案では給付期間の三三週までの一時的延長が盛り込まれている。ブッシュ大統領やグティエレス米商務長官らは、過去三〇年間で比較すれば五・一%という水準は平均よりも低い値であるとして給付拡大の動きに対して反対の意向を示している。

しかし、このような政府の見解に対して、プリンスストン大学のアラン・クルーガー教授は、人口年齢構成が高齢化しているため、三〇年のスパンで比較することは誤解を生じると指摘する。労働力人口が総人口に占める割合が一九九〇年の六四%から六二%に減少していることだけを見て、失業率の上昇はかつてよりも深刻なことを意味するといえるのである。

前回の景気後退局面に際し、下院では二〇〇二年に失業保険給付の一三週延長を可決した。しかし、これは景気低迷の開始から時間がかかり経過してからの遅い決断であった。一九九〇年には一三週の延長が決定され

合計で二六週となり、いくつかの州では三三週までの追加的な給付が決定されている。ただ、政府が失業保険給付期間の延長には慎重な姿勢を見せていることにも理由がある。そのような決定は、景気の後退を正式に認めることを意味するからである。

州別の失業率

州別ではミシガン州が七・二%で最高水準にある。ただ、ミシガン州内のデトロイト、ウォレン、リボニア地域に着目すれば、七・七%とさらに高い水準にある。

この他、六%以上の高い値を示している州は、アラスカ、カリフォルニア、ワシントンDC、ミシシッピ、ロードランドである。逆に、低い水準にある州は、サウスダコタ(二・五%)、ネブラスカ(二・九%)、ノースダコタ(三・一%)、オクラホマ(三・一%)、ワイオミング(三・一%)である。

前年同月と比較して最も大きく悪化した州は、カリフォルニア、フロリダ、ネバダで、ともに一・二%上昇している。一方、改善しているのがオクラホマ(一・二%低下)、サウスダコタ(〇・五%低下)など五つの州である(表2参照)。

カリフォルニア州

カリフォルニア州雇用発展局による四月一八日の発表では、カリフォルニア州の三月期の失業率は六・二%で、二月の五・七%から悪化した。前年同月の五・〇%から急速に悪化している。

カリフォルニア州の産業別の雇用失業動向に目を向ければ、建設および金融の雇用労働者数がそれぞれ九・六%、四・七%減少していることがわかる。シユワルツネッガー州知事は住宅建設と金融業での雇用は減ってきているものの、カリフォルニア州経済にとっての主要な産業では依然として雇用は増加していると指摘している。

【参考資料】

*Los Angeles Times, April 5, 2008, A1, A18

*Los Angeles Times, April 19, 2008, C1, C3

*New York Times, April 5, A1, A15

Bureau of National Affairs, Daily Labor Reports, April 9, 2008, National Employment Law Project

(NELP), 2008, "Federal Jobless Benefit Will Stimulate the Economy While Helping Over Three Million Jobless Families Who Will Run Out of State Benefit This Year", (February 12, 2008), (<http://www.nelp.org/docUploads/UEExtension.pdf>)

Bureau of Labor Statistics, United States Department of Labor, "News", April 4, 2008 (<http://www.bls.gov/news.release/pdf/empstip.pdf>)

Bureau of Labor Statistics, United States Department of Labor,

表2：州別失業率（前年同月比）

	2007年3月	2008年3月	前年度比変化
アラスカ州	6.0	6.7	0.7
アーカンソー州	5.3	4.9	-0.4
カリフォルニア州	5.0	6.2	1.2
ワシントンDC	5.7	6.2	0.5
フロリダ州	3.7	4.9	1.2
ジョージア州	4.2	5.3	1.1
アイダホ州	2.8	3.0	0.2
アイオワ州	3.7	3.5	-0.2
ミシガン州	7.0	7.2	0.2
デトロイトなど	7.4	7.7	0.3
ミシシッピ州	6.4	6.0	-0.4
ミズーリ州	4.7	5.7	1.0
ネブラスカ州	2.7	2.9	0.2
ネバダ州	4.6	5.8	1.2
ノースダコタ州	3.2	3.1	-0.1
オハイオ州	5.5	5.7	0.2
クリーブランドなど	5.7	6.0	0.3
オクラホマ州	4.3	3.1	-1.2
ロードアイランド州	4.9	6.1	1.2
サウスダコタ州	3.0	2.5	-0.5
テネシー州	4.5	5.6	1.1
テキサス州	4.4	4.3	-0.1
ワイオミング州	3.0	3.1	0.1

資料出所：労働統計局資料より筆者が作成
http://stats.bls.gov/news.release/pdf/laus.pdf



ミシガン州デトロイト市内

フランス

（国際研究部 北澤謙）

保険料拠出期間の延長が 柱—公的年金制度改正、 政労間の協議開始—

公的年金の制度改正を二〇〇八年に実施する予定のフランスでは、政府と労組による協議が三月二十七日から始まった。フルペンション（年金の満額）受給に必要な保険料拠出期間を現行

の四〇年から四一年に延長するというのが、今回の改正の大きな柱。労組側は抵抗しているものの、財政状況の悪化という現実を前に「中高年の雇用が確保されるのであれば改正はやむを得ない」という声が上がると、足並みにやや乱れがみえ始めている。

二〇〇八年の改正に向けて

フランスの公的年金制度は、職業・階層別に分立しており、そのうち私企業部門の商工業被用者（民間部門）を対象とした「一般制度」の加入者数が最大である。公的年金制度には、この他に国家公務員を対象とした「国家公務員制度」、地方公務

員を対象とした「地方公務員制度」、農業被用者を対象とした「農業社会保障共済組合」、さらに、公共部門の職員のなかでも、国鉄職員やパリ交通公団職員、電力・ガス公社職員、鉱山労働者、休日出勤の多いオペラ座の職員などを対象とした「特別制度」がある。こうした準公的セクターに属する人々は「重労働者」とみなされ、保険料の拠出期間が軽減されている。日本と同様に高齢化が進むフランスでは、賦課方式による公的年金制度の財政均衡が以前より大きな課題となっていた。一九九三年には、民間部門のフルペンション受給に必要な保険料拠出期間を三七・五年から四〇

年に伸ばす制度改正を実施した。続いて、一九九五年には、公的部門（国家公務員制度）「地方公務員制度」「特別制度」の保険料拠出期間を民間と同等にする案を政府は提案した。しかし、労組が猛反発して大規模ストを実施し、この提案は実現しなかった。

この公的部門の保険料拠出期間は二〇〇三年の制度改正で実現し、民間と公的部門の足並みがそろった。ただし、公的部門のうち「特別制度」は例外とした。同年の改正では同時に、「二〇〇八年に、公的年金制度の保険料拠出期間を公務員、民間部門ともに四〇年から四一年に延長すると同時に、財政状態を引き続き検証し、四年ごとに制度改正を実施すること」と法律（通称・フィオン法）で定められた。こうしたことから今回の制度改正は、二〇〇三年の法律に基づくものであり、既定事項であると政府は主張しているが、労組側はこれに反発している。

労組側は反発

CFDT（フランス民主労働同盟）は、「まず中高年の就業率を向上させてから、保険料の拠出期間の延長は実施すべきだ」と主張している。CFE-CGC（管理職組合総同盟）も、中高年の明確な雇用増がない状態では、保険料拠出期間を延長しても意味がないと反発。五五

六四歳の就業率は約三八%という低さであり、低迷が続いている中高年の就業率を引き上げる政策を先に実施すべきだと主張している。

また、一部の労組は、公的年金制度の財源を確保するために、保険料の新たな賦課や課税の強化を提案した。例えば、CGT-FO（フランス労働総同盟・労働者の力）は、法人利益のうち投資に回さない分に課税を強化することを提案。CFDTやCGT（フランス労働総同盟）は、資産収入にかかる課税の強化や、賃金以外のすべての報酬を保険料賦課対象とすべきだと主張している。

抗議運動、足並みそろわず

こうしたなか、CGTとFSU（統一労働組合連合）、連帯労働組合ユニオンは、政府の年金制度改革に圧力をかけるため、三月二十九日にフランス各地でデモ行進をするよう呼び掛けた。しかし、CFDTは「政府の正式な改革案がまだ不明である」として、この日の抗議運動には参加しなかった。また、CGT-FOも保険料拠出期間の延長に反対の意を示しつつも「抗議するには、まず労組間の団結が必要であり、現段階では労組全体の方針が固まっていない」として、抗議運動への参加を見送った。

結局、三月二十九日のデモは、

パリでも主催者発表で一人から二万五〇〇〇人（警察発表で四六〇〇人）程度の参加にとどまった。その他ポルドーやリール、リヨン、トゥールーズなどフランス各地の大・中都市でも実施されたが、各地で一〇〇〇人程度（警察発表）が参加したに過ぎなかった。CGTは「抗議運動は、これから拡大していく」と強気の姿勢をみせていたが、四月一六日のデモも前回と同規模にとどまり、労組の足並みにはやや乱れが見え始めている。

一方、MDEF（フランス企業運動）やCGPME（中小企業経営者総連盟）などの経営者団体は、保険料拠出期間の延長について「議論の余地などない」と政府の制度改正案を支持している。MDEFは、保険料拠出期間の延長だけでなく、公的年金制度の支給開始年齢を現行の六〇歳から引き上げることも提案している。手工業者の団体であるUPAは、保険料拠出期間の延長が「段階的に行われている」ことに賛意を示すとともに、中高年の雇用状況を改善する方策が必要であるとの認識を明らかにしている。

政府、強い決意表明

労働・社会的関係・家族・連帯省では、「なぜ二〇〇八年に年金改革を実施するのか」と題し、ペビー・ブーム世代が年金受給

年齢に達し、老齢年金の財政状況が悪化していること、二〇〇三年のフイヨン法で年金制度について四年ごとに見直しを行う原則を定めていることを詳細に説明し、人々の理解を求めている。

ベルラン首相もマスコミに対し「公的年金制度の財政状態は悪化しており、保険料拠出期間の延長なしには、フルペンション受給はありえない」と強調し、今回の改正はなんととしても実施するという決意を改めて表明した。政府は、具体的な改正内容を労使に正式に提案し、今夏までには改正に係る法律の制定をめざす。

なお、こうした改革に関連し、拠出期間が据え置かれていた「特別制度」について、サルコジ大統領は二〇〇七年一〇月、「特別制度」の保険料拠出期



間も、二〇一二年までに現行の三七・五年から四〇年に引き伸ばす」という改革案を発表し、労組は猛反発し大規模ストを実施した。この「特別制度」の改革も含めて政府の公的年金制度改正の行方が注目される。

（国際研究部 町田敦子）

OECD

二極化拡大へ対応する労働市場改革を強調―『対日経済審査報告書二〇〇八年版』を発表

OECD（経済協力開発機構）は四月七日、「対日経済審査報告書二〇〇八年版」を公表した。経済審査報告は加盟国すべてに対し定期的に実施しているもので、対日報告は二〇〇六年七月以来である。今回の特徴の一つは、非正規労働者の増大によって、正規と非正規による労働市場の二極化の進展を重要視している点である。その対策として、特に非正規労働者に対する職業訓練の必要性を強調している。

前回二〇〇六年版の内容と比較（表1参照）すると、①デフレ懸念に対する政策金利引き上

げを行うべきではない、②サービス部門の生産性を引き上げるべきだ、③女性の労働市場参画を促進すべきだ―などが共通する点である。一方で、財政再建に関しては消費税率の引き上げ、法人税率の引き下げという踏み込んだ指摘になっている点や、労働市場改革の一つの章を割いて重要視している点が異なる内容となっている。

消費税引き上げ、法人税引き下げを提唱

報告書によると、日本経済は戦後最長の景気拡大期にあるものの、根強いデフレ、膨大な公的債務のさらなる増加などの課題に直面している。デフレ再来の可能性が払拭されるまで、政策金利の引き上げには慎重であるべきとする。また、財政赤字については対GDP比率では低下したものの公的債務残高は増加の一途を辿っていることを問題視し、財政再建のための抜本的な税制の見直しが必要であると指摘する。そのためには、歳出削減だけではなく、OECD諸国でもっとも低い消費税率の引き上げとともっとも高い法人税の引き下げを提案している。

サービス産業の労働生産性向上

さらに、潜在的な成長率は税制改革によっても押し上げられる可能性があるが、長期的成長にとって労働生産性を改善する

ことがもっとも効果的な施策であると指摘。製造業部門の生産性の伸びが高水準で推移しているのに対し、サービス部門の生産性の伸びは低迷が続いていることに着目する。その上でサービス部門の生産性を向上させることが不可欠であると指摘する。そのためには、規制改革の推進、競争政策の改善、海外諸国に対する門戸開放の促進によって競争強化を図ることが重要であるとする。

非正規労働者への職業訓練の拡充を

日本の非正規労働者の比率は雇用労働者の三分の一を超え、労働市場において正規労働者と非正規労働者の二極化が拡大している。報告書はこのような状況に対応するために、二〇〇八年四月にパートタイム労働法が大幅改正されたことに着目している。改正内容は、正規、非正規間の差別的な処遇を禁止すること、非正規労働者が正規労働者にスムーズに移行できるような体制づくりを促すなどが盛り込まれている。

さらに、報告書では職業訓練プログラムの拡充を含めた幅広い対策が必要だと強調。すなわち、職業訓練に関しては、正規・非正規の間で格差があり、これを適切化することを求めている。というのは、従来、日本での職業訓練は、長期雇用を基調とす

表1：対日経済審査の比較（2006年、2008年）

2006年		2008年	
提案項目	具体策	提案項目	具体策
新たな金融政策の枠組み	金利引き上げには慎重であるべき	新たな金融政策の枠組み	短期政策金利の維持（引き下げを行わないこと）
財政再建	予算制度の透明性向上	財政再建	消費税引き上げ
	歳出削減、課税ベースの拡大による税収増加		法人税引き下げ
不平等と貧困の拡大＝労働市場の二極化への対応	教育改革＝学力の階層分化への対処		
イノベーションシステムの改善	サービス部門の生産性向上	潜在的成長率の引き上げ	サービス部門の生産性向上
	・産学官の研究機関間の連携強化		・規制改革、競争強化
世界経済への統合強化	・外国人労働の範囲の拡大	労働市場改革＝正規・非正規労働の二極化への対応	社会保険適用の拡大教育訓練制度の改革
高齢化による生産年齢人口の減少への対処	女性の労働参加	急速に進む人口の高齢化への対応	女性の労働参加 ・労働基準法の厳正適用 ・仕事と家庭生活のバランス向上

資料出所：OECD 報告書より筆者が作成

る企業内職業訓練を中心としており、公共職業訓練の役割は限られたものであった。統計データからもOECD加盟の他の諸国に比べて、日本は極めて限定的であることが示されている。このように、非正規労働者は従来の企業内および公共の職業訓練の恩恵を十分には受けられない立場にある。その結果、職業経験を蓄積することなく転職を繰り返すことになっている。こうした状況を打開し、非正規労働者が正規労働者に移行できる体制づくりが必要だとする。さらに、急速に高齢化する人口構造に対する対応が急務だとし、女性の労働市場参画を促進することが不可欠であるとす。具体的には、家計を補助する主婦などの労働に対する税制や社会保障制度の改革、子育て支援によって女性が就業できる環境づくり、仕事と家庭生活のバランスの確立が必要であると

する。

海外のデータ・トレンド

	実収賃金 欧米の動向			
	実収賃金			
	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
	名目前年比	名目前年比	名目前年比	名目前年比
	%	%	%	%
2002年	2.6	3.5	2.6	3.6
3	2.2	3.4	2.0	2.8
4	2.1	4.4	1.2	2.9
5	2.9	4.0	0.9	3.0
6	4.3	4.1	1.1	3.0
7	3.8		1.3	
07年3月	4.4	3.5	r 0.1	3.0
4	3.8	3.4	0.1	
5	4.1	3.6	3.5	2.9
6	4.1	3.2	r 1.5	
7	4.1	3.8	r 1.4	
8	3.8	4.2	r 1.5	
9	5.2	4.2	2.1	2.7
10	2.2	3.7	r 1.4	
11	3.5	4.1	0.6	
12	4.7	3.6	1.5	
08年1月	3.4			
2	r 3.8			
3	p 4.3			
4	p 1.9			

資料出所：米：アメリカ労働統計局「Employment, Hours, and Earnings from the Current Employment Statistics survey」
独、英、仏：厚生労働省「労働経済指標」

(注) 速報値を含む。
アメリカ：非農業生産労働者。週当たり賃金。
イギリス：全産業。週当たり賃金。
ドイツ：全産業。時間当たり賃金。
フランス：全産業。時間当たり賃金。四半期ごとの指数から前年同期比をJILPTにて推計。

今回と二〇〇六年版との比較
なお、今回の報告書は以下のような内容となっている。ちなみに、前回の報告書との比較は表1のとおりである。
第1章 持続的な景気拡大のための主要な挑戦
第2章 デフレ打開のための新しい金融政策の枠組み
第3章 政府支出の抑制による財政強化への道のり
第4章 財政の安定と経済成長を促進するための税制改革
第5章 サービス部門の生産性向上

第6章 二極化の拡大と高齢化へ対応する労働市場改革
[参考資料]
OECDによるプレスリリース：
http://www.oecd.org/document/17/0,3343,en_2649_201155_40353_553_1,1,1,00.html
二〇〇八年版対日経済審査報告書本文：
<http://pnck.sourceoecd.org/upload/1008041e.pdf>
二〇〇八年版対日経済審査報告書日本語概要：
<http://www.oecd.org/dataoecd/26/39/40377219.pdf>
二〇〇六年版対日経済審査報告書本文：
http://www.oecd.org/document/55/0,3343,en_33873108_33873539

37127031_1,1,1,00.html
二〇〇六年版対日経済審査報告書日本語概要：
http://www.oecdto/kyo2.org/pdf/theme_pdf/mareconomics.pdf/20060720japansurvey.pdf
(国際研究部 北澤謙)